

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分公表について（令和2年12月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1 20201204	宝タクシー第三株式会社(法人番号2180001105951) 代表者吉村憲雄	愛知県名古屋市熱田区神宮4丁目7番27号	港営業所	愛知県名古屋市港区港陽三丁目104~107	輸送施設の使用停止(110日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3	令和2年6月26日、監査方針に基づき、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運行管理者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)、(2)無登録運転者の乗務(タクシー業務適正化特別措置法第3条)、(3)運転者証等類似不正表示禁止違反(タクシー業務適正化特別措置法第47条)	15	11
2 20201204	名鉄東部交通株式会社(法人番号3180301019438) 代表者大竹宏	愛知県豊田市広久手町2丁目28番地1号	本社営業所	愛知県豊田市広久手町2丁目28番地1号	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	道路運送法第13条	令和2年10月15日及び令和2年10月22日、監査方針に基づき、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)、(2)運転者に対する地理、応接の指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第39条)	3	3
3 20201204	三ツ輪タクシー株式会社(法人番号2180001013584) 代表者山口貴史	愛知県名古屋市北区清水3丁目16番28号	本社営業所	愛知県名古屋市北区清水3丁目16番28号	輸送施設の使用停止(60日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第45条	令和2年10月28日、監査方針に基づき、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)無車検運行(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)	6	6
4 20201225	大宝第一交通株式会社(法人番号7180001022135) 代表者副島宏紀	愛知県名古屋市熱田区西野町2丁目33番地	六番町営業所	愛知県名古屋市熱田区西野町2丁目33番地6号	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項	令和2年12月4日、監査方針に基づき、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。